

2016年度市町村統一要求事項(完成版)

1 「東海第二原発は運転期間 20 年延長を断念し、廃炉に」は県民の願い

本年 3 月、大津地裁は関西電力高浜原発 3、4 号機の運転差止仮処分決定を下し、6 月、同地裁は、福島第一原発事故について「原因究明ができたと認められない」、「新規制基準での審査に合格しただけで安全性が確保されたとは言えない」として、関電の異議申し立てを退けました。東海第二原発などにも当てはまるものとして、重要な意味を持っています。

東海第二原発は、東日本大震災で大きなダメージを受けた老朽原発であり、全国で最多の「UPZ(概ね 30km)圏内 96 万人」という人口過密地域にある原発です。

本年 6 月 2 日に発見された「高濃度放射能廃液漏れ事故」は、東海村、茨城県への通報が 2 時間以上も遅れたことに加え、「原因・対策」の公表に 2 カ月近くを要しながら、確たる原因を示す事ができず、住民の日本原電への不信が広がっています。

日本原電が運転期間 20 年延長をねらっているのは明らかです。原子力規制委員会への延長申請の期限となる来年 11 月までが再稼働か廃炉かを決する 1 年になります。

本年 7 月末に全国知事会が決めた『原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言』では、「(国)の原子力災害対策指針では、UPZ 外においては事前の対策について明確な規定がない」が、「福島の事故では 30 km 以遠にも被害が及んだ」として、UPZ 外についても「事前の対策について改めて検討を行うこと」を、国に求めています。このことは、2014 年 7 月に、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、美浦村、阿見町、利根町の首長が、知事に申し入れた「① 30 キロ圏内に限らず県内全域の安全対策、② 通報、ヨウ素剤の備蓄と配備、③ 情報提供と意見表明」の正当性を裏付けるものです。福島の事故時、取手市、守谷市などが、県央よりも放射線量が高かったと言う事実も忘れてはなりません。「原子力所在地域首長懇談会(東海村・日立市・ひたちなか市・那珂市・常陸太田市・水戸市)」などが原電との安全協定の対象自治体の拡大を求めていることは当然です。

県内有権者を対象とした茨城新聞世論調査では、「再稼働反対」と答えた人は回答者全体の 55% となり、「賛成」の 17.4% を大きく上回っています(「茨城新聞」2016 年 7 月 9 日)。今こそ、住民の安全、財産を守る義務を負っている市町村は、住民の思いを国や茨城県、日本原電に率直に伝えていくことが求められていると考えます。

(1) 東海第二原発の運転期間延長を認めず、再稼働しないまま廃炉とするように日本原電および茨城県に求ること。

(2) 東海第二原発は廃炉を求める前提での避難計画に

茨城県は東海第二原発で過酷事故が発生した際の広域避難計画を昨年 3 月に決定しましたが、避難先が「県外」はおろか「県内」ではあっても具体的な避難先を示すことができない市町が残されるなど、県自身が「極めて不完全なもの」と言わざるを得ないというものであり、その状態は現在も変わりません。複合災害のことは無視し、風向きなどは考慮していないというものですから、被曝せずに安全に避難できるには程遠いものであることは、誰の目にも明らかです。

泉田裕彦新潟県知事が、2015 年 8 月、全国知事会危機管理・防災特別委員長の立場で田中俊一・原子力規制委員長と面談し、①国の原子力災害対策指針が、SPEEDI(緊急時迅速

放射能影響予測システム)の活用をやめたことは、「被曝前提の避難」になる、②(現状の法体系で労働者を)高線量下での道路復旧、避難のためのバス運転などに従事させられるのか等々の問題点を提起し、改善を要望しましたが、規制委員会からは未だ確たる回答が示されていません。

東海第二原発が再稼働されない場合であっても、使用済み核燃料を始めとする極めて危険な高レベル放射性廃棄物が大量に存在していることを考えれば、原子力事故時の避難計画は必要です。ただし、原発再稼働を容認したうえでの避難計画策定は、住民の信頼を損なうこととなり、実効ある計画にはなり得ないのでしょうか。避難計画を策定することが原発再稼働の条件を整えることになり、かえって住民の危険を高めることにつながりかねません。宮城県美里町の原子力災害避難計画は「本町は脱原発宣言の町であり、本計画は女川原発の再稼働を容認するものなく、今後、女川原発が完全に廃炉になるまでに発生する可能性のある原子力災害に備えるためのものである。」と明記していることは注目に値します。

県が、「広域避難計画」を定め、市町村に具体化を要請していますが、ほとんどの市町村が住民に示す事ができないという状況において、貴自治体での検討状況を明らかにされたい。

1) P A Z(概ね半径3～5km)、U P Z(概ね30km)内の自治体の場合

- ①県の「広域避難計画」に沿っての具体案を示す事ができない要因として何があげられるか、明らかにされたい。
- ②熊本地震を受け、「地震との複合災害時の屋内避難は困難」との声が広がっていますが、どのような対策をとるのか、示されたい。

2) U P Z外の自治体の場合

- ①受け入れ計画は必要不可欠と考えますが、ここ1年間の検討状況はいかがでしょうか。ネットとなっていることがあれば、併せて明らかにされたい。
- ②先に述べた全国知事会の『提言』では、U P Z外についても「事前の対策検討」を、国に求めていますが、自らの避難計画策定の必要性についての認識を示されたい。

3) P A Z・U P Z内、U P Z外どちらも

- ①東日本大震災の経験から、避難計画は複合災害を想定する必要があり、避難先は最低でも2方向を準備して頂きたいと考えるがいかがか。
- ②避難する側・受け入れ側、県との3者協議はどの程度、進んでいますか。会議の開催回数と具体的な進捗状況を明らかにされたい。
- ③実効性ある避難計画策定の見通しが立たないことからも「東海第二原発は再稼働せず廃炉に」と求めるべきことがますます明らかになっていると考えますが、いかがですかお応え願います。

2 東京電力福島第一原発事故による健康被害と子どもたちの健康調査について

津田敏秀岡山大学大学院教授は2015年10月、福島県が公表したデータをもとに、福島県の子どもの甲状腺がんの発症数が異常に高いとする論文を学会誌『Epidemiology』に発表しました。津田氏の分析によると、「福島では日本の平均的な発症率の20倍～50倍の高い確率で子どもの甲状腺がんが発生しています。2巡目の検査でも高い発症率が認められることからスクリーニング効果では説明できず、被曝によるものであることは明らか。原発事故から

5年目以降に発症がさらに多発することは避けがたい」としています。

チェルノブイリでの甲状腺がんの特徴は、甲状腺外浸潤、局所転移・遠隔転移が多いことが知られています(『調査報告 チェルノブイリ被害の全貌』)。福島の甲状腺がんにおいても、リンパ節転移、甲状腺外浸潤、遠隔転移などのいずれかに該当する症例が92%にのぼることが指摘されています(福島県立医大(当時)の鈴木眞一教授)。小児甲状腺がんは予後良好であるから過剰診断はよくないという考えは、放射性ヨウ素被曝後についてはあてはまりません。検査による早期発見と正しい情報にもとづく治療方法の選択ができるようにすることが重要です。

茨城県が開催した専門家の意見交換会で「健康調査を実施する必要がない」との意見がだされたときから、明らかに状況は変わっています。

北茨城市や東海村では子どもの甲状腺超音波検査を実施してきました。その費用は、国からの震災復興特別交付税で措置され、他市町村でも同様に適用されるにも関わらず、市町村での子どもの甲状腺検査の取り組みがほとんど広がっていないことは、遺憾です。

- (1) 放射線の影響に関する健康調査について、今後の計画を明らかにされたい。
- (2) すでに「甲状腺超音波検査」を実施している場合は、検査結果を明らかにされたい。

3 子育て世代が住みやすいまちづくりを

- (1) 児童福祉法24条1項の「市町村の保育実施義務」を強化し、公立・私立を問わず子どもの健やかな育ちが等しく保障されるよう子どもの保育に格差を持ち込まないこと。
- (2) 待機児童解消のための緊急対策として、認可保育所を増やすこと。
- (3) 貴自治体で病児保育を実施していますか。実施していない場合は、今後実施する計画はありますか。明らかにされたい。
- (4) 保育・学童保育・子育て支援施策の拡充のために、子ども・子育て関連予算を大幅に増やすこと。
 - ① 安定的に保育所運営と施設整備ができるよう、運営費(公定価格)を改善すること。また、施設整備費補助を維持拡充すること。公立保育所の運営費と施設整備費の国庫補助を復活するよう国に働きかけること。
 - ② 各自治体が定める児童福祉施設の基準が改善されるよう、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(最低基準)」を抜本的に改善するよう国に働きかけること。
 - ③ 「子育て支援員」や国家戦略特区による「地域限定保育士」などではなく、保育所、幼稚園、学童保育などの職員が経験をつみ、研修を受け、安定的に保育ができるよう、抜本的な処遇の改善を図るよう国と県に働きかけること。
 - ④ 貴自治体独自で保育料の引き下げや子育てにかかる経済的負担を軽減すること。
- (5) 保育士不足の問題は無資格者の導入拡大では解決できず、抜本的な処遇改善が必要です。待機児童解消のための緊急対策での「保育所等における保育士配置の弾力化」を拡大させなさいこと。
- (6) 公立保育所の民間委託化や廃止計画は直ちに中止すること。
- (7) 自治体が子どもの医療費等窓口負担を助成した際の国保国庫補助金を削減するというペナルティについて、早急に見直すよう国へ意見を上げてください。国の責任で子ども医療費無

料化制度創設をするよう国へ意見を上げてください。

4 誰もが安心して暮らせるまちづくりを

(1) 安心できる介護保険制度に

昨年度は介護保険制度改定があり、要支援1、2が介護保険から外されて市町村の総合事業へ移行されることになりました。また、介護保険料負担も大きくなり、一定所得以上の方は利用料の2割負担、補足給付の受給条件も厳しくなりました。

また現在、国の方ではさらに介護サービスを縮小することが検討され始めています。要介護1、2の生活援助サービスの縮小、福祉用具レンタルの全額自己負担、65歳から74歳の利用負担を1割から2割へ、などすでに対象となる高齢者からは悲鳴が上がっていることが報道されています。つきましては、次のことを求めます。

1) 介護サービスをこれ以上縮小しないことを国に要請すること。

2) 「新しい総合事業」を進めるにあたって、地域のボランティア団体等の参入し易い環境、条件づくりの観点に立って進めること。具体的には、参入した時の運営費補助や、サービス利用者の負担を抑え、事業展開し易い事業費補助などについて、もっと明確で具体的な方針を明示することが求められています。

①「新しい総合事業」の概要および「進捗状況」を明らかにすること。

②すでに、移行されている場合においては、サービス利用状況に変化はないか、明らかにすること。

③サービス提供の担い手を明らかにすること。

④家事援助や外出支援サービス事業提供者は、ヘルパーなどの資格保持者とすること。

3) 2割負担になった人について、被保険者・利用者それぞれの人数と割合並びに、サービス利用状況に変化はないか、明らかにすること。

4) 今年度介護保険の補足給付の継続を取りやめた人数並びに認知症があり、一人暮らしの方への支援をどのように行っているのか、を明らかにされたい。

5) 特養入所要件で要介護3未満の入所申込件数と、その結果を明らかにされたい。

(2) 地域包括ケアシステムの構築について、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされているが、具体的な内容と進捗状況を明らかにされたい。

(3) 「移動が困難な高齢者や障がいのある人たちの『移動の権利』保障システムの構築を」

主に路線バス廃止や縮小等の現況を踏まえ、「公共交通活性化」と称して最近各市町村ではコミュニティーバス、デマンドタクシー、過疎地有償運送、福祉有償運送など多様な移動システムが動き出しています。しかし、足腰が悪く、自らの足を使って公共交通機関等を利用して移動することが困難な高齢者や障がいのある方たちが益々増えていくであろう社会状況の中で、こうした人たちの『移動の権利』を保障するシステム—「玄関 to 玄関」、場合によっては「ベッド to ベッド」を保障するシステム—は全く貧弱です。「移動困難者」のための移動サービスを担う福祉有償運送事業者は茨城県内に56（2014年3月現在、「NPO法人全国移動ネット」より）ありますが、そのうち約半数は訪問介護事業所や特養を営む介護保険事業所が経営するもので、市町村の一般市民を対象にした地域の福祉有償運送事業者の

ほとんどは、NPO 法人など民間団体によって経営上大変な苦労を抱えながらなんとか運営されている現状です。

①市町村はこうした活動を担っている民間団体に対する運営経費の補助などを積極的に行うこと。

②また、市町村が主体で運営できる「市町村運営福祉有償運送事業」が法的に認められていますが、茨城県内では皆無です。ぜひ、市町村が主体的に事業を立ち上げていただくこと。

空気を運んでいるとの酷評も聞かれる市町村運営コミュニティーバスの費用対効果も総括しながら、『移動サービス』のシステムづくりを進めること。

③公営住宅のバリアフリー化の促進を

現在、公営住宅にはエレベーターがないところがほとんどで、上部階に住む高齢者は外出や介護サービスを受けることにも支障をきたしていることが問題になっております。高齢者は経済的側面からも引っ越し等の対策が取りづらいことから、公営住宅のバリアフリー化の促進を図ること。

(4) 社会保障として誰もが安心してかかる国民健康保険制度にするために以下のことを求めます。

1) 国保財政に関することについて

①市町村として国庫負担率を引き上げるよう国に要請すること。

②2016 年 1 月 18 日に示された「都道府県国民健康保険運営方針策定要項(案)」(ガイドライン案)については、あくまでも「技術的助言」であることが冒頭明記されている。ここに書かれている内容は「法的義務」でもなんでもないということなので、これまで通り運営方針に市町村が独自裁量で決定し実施してきた保険税(料)の賦課や保健業務の実務すべてのルールを定めていけるようにすること。

③2015 年度から国により市町村への保険者支援制度として配分される、1700 億円について、厚生労働省は全国厚生労働関係部局長会議資料の中で「これに伴い、被保険者の保険料(税)負担の軽減やその伸びの抑制が可能」、「被保険者一人当たり約 5 千円の財政効果がある」と記しています。これは政府が「都道府県化」を求める過程で全国知事会が高すぎる保険料(税)という「国保の構造問題」について抜本的な公費投入を要求し、世論の反映で合意に至ったものです。したがって、この支援金をそのまま一般会計繰入金の削減に充当したりせず、ただちに国保料(税)引き下げに確実に充てるようにすること。

④平成 29 年度より更なる国の公費投入があると聞いているが、それが国保料(税)の引き下げにつながる見通しはあるか、明らかにすること。

⑤平成 27 年度の国保会計の収支と、平成 27 年度末の一般会計の財政調整基金及び国保支払準備基金の金額を明らかにすること。さらに、平成 27 年度から増額された、保険者支援制度の自治体配布分も利用し、大きな負担となっている国保料(税)を引き下げるこ

⑥国民健康保険の広域化は、自治体と被保険者への負担増になると思われる。広域化のメリット、デメリットとしてどのようなものがあると認識しているかを明らかにすること。

2) 特定健診、その他の給付に関するこ

①特定健診は国基準に上乗せして以前の内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものと

すること。近隣自治体だけでなく、茨城県内、さらには関東甲信越管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

③特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。

④人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化すること。実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。

⑤日曜健診やさまざまな施設への出張健診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。

⑥現在、市町村の行う国民健康保険(国保)制度には傷病手当・出産手当がない。このことは、国保制度が協会けんぽ等の被用者保険制度に比べて保険料(税)負担が重いのに被用者保険制度より給付が少ないことを示しており、改善を要するものと考えます。古河市では、出産祝い金支給事業として、2万円支給しています。貴自治体の条例に傷病手当・出産手当を創設すること。

3) 生活困窮者、低所得者のための減免制度について

①国保料(税)の法定減免以外の減免制度(地方税法第717条)の要綱をつくること。要綱がある自治体では適正な運用を図ること。

②国保料(税)の法定外の減免制度を創設する際には、下記の例のように当年の収入減少があれば当年度の国保料(税)が減免されるようにすること。

例(A)：北海道旭川市

平成26年の申告所得が500万円以下であった世帯において平成27年の申告所得が平成26年より40%以上減少していれば、平成28年3月31日までに申請することによって平成27年度の国保料を最大40%減免する。

例(B)：神奈川県厚木市

過去3か月間の収入を平均した額が前年の1か月当たりの収入より30%減少し、生活保護法による保護の基準をもとに算定した最低生活費の120%以下になったときには保険料の所得割額を40%以上減免する。

③国保料(税)の法定外の減免制度の実施件数と減免額を明らかにすること。

④国保料(税)の法定減免の判断を行う際には、国保に加入していない世帯主の所得を考慮に入れて判断するのではなく、国保に加入している人のみの所得を基準にして、特例減免を実施すること。

⑤国民健康保険法第44条では、「特別の理由がある」ために患者が「保険医療機関等に」「一部負担金を支払うことが困難」な場合に、保険者(市区町村)が一部負担金を「減額」、「支払の免除」「徴収の猶予」の措置を探ることを認めています。この制度は国民健康保険法第44条にもとづき市区町村が独自に基準を定めて実施する制度です。国の制度として医療保険料の減免はありますが、窓口での負担の減免制度はありません。

i)国保法44条にもとづく一部負担金の減免等の実績件数を明らかにすること。

ii)一部負担金の減免等の「基準」を設けていない場合その理由を明らかにすること。

⑥国保料(税)や一部負担金の減免制度を住民への周知するにあたって、広報紙やHPのみにと

どまらず、国保税納税通知書や国保被保険者証の交付時等の機会を活用して積極的に行つていいくこと。

4) 国保料(税)の納付相談について

- ①納税緩和制度の申請を速やかに受理するとともに、納付能力調査は、申請人への質問、申請人の帳簿書類等の提出を求めたうえで、調査を行うこと。国税徴収法 141 条の規定に基づき、違法な取引先への売掛金等債権の調査について(照会)の文面の発行等は、しないこと。
- ②納付相談に当たっては、滞納者の実情を勘案し分割返済可能な金額を提示すること。
- ③昨年度の国保滞納者数と滞納額を示すこと。
- ④ i)昨年度に納付相談に訪れた人数を示すこと。
 - ii) i)のうち分割納付申請数と分割納付が認められた件数を示すこと。
 - iii) i)のうち徴収猶予申請件数と徴収猶予が認められた件数を示すこと。
 - iv)分割納付、徴収猶予の申請がされた場合の審査期間を示すこと。
- ⑤誓約書作成時に、返済が滞った場合の差押競売の許諾条件が有る場合、その許諾条件を示すこと。
- ⑥昨年、受付窓口に「徴収猶予等の申請書類」を置くことを求めましたが、その後の取り組みを示すこと。
 - i)昨年取組まれなかった市町村は、住民の知る権利、申請する権利を保障する観点から、今後どのように取組んで行かれるのかを示すこと。

(4) 生活保護制度の改善・充実を

- 1) 生活保護の改善・充実を図るために以下のことを求めます。
 - ①生活保護の相談にあたっては、申請書の提出ができる相談者に対して教示すること。
 - ②援助を必要とする相談者の意を汲んで親切・丁寧・適切な対応ができるように、ケースワーカー(CW)、担当者の専門教育を定期的に行うこと。
 - ③CWの配置について CWの一人当たりのケース数を明らかにするとともに、60:1 を基本とすること。
 - ④生活保護相談件数と申請件数、却下件数、取り下げ件数、保護開始件数および廃止件数、保護辞退件数の 3 年間の世帯数・人数を明らかにしてください。
- 2) 生活困窮者自立支援法について
 - ①生活困窮者自立支援法が昨年 4 月より施行されました。相談内容及び相談件数について明らかにすること。

(5) 地域の宝、小規模企業・家族経営を潤す産業振興を

平成 26 年 6 月 20 日成立した“小規模企業振興基本法”は、小規模企業（従業員 5 人以下）が、地域経済の支え手として、また、雇用を生み出している事業所として大きな役割を發揮していくことに着目し、事業の持続的発展を支援する施策を、国・地方自治体が連携して講じる責任を明記しました。県内の小規模事業者数の推移は、2002 年 11 万 1441 事業所が 2012 年 7 万 7176 事業所へと 30.7% 減少し、2014 年 7 万 878 事業所となり衰退が顕著であります。

- 1) 事業の持続的発展を支援する施策の策定と関係団体との連携を責務とする自治体として

事業者への支援の具体化を求める。

- ①事業者支援の立案・対策の進捗状況を明らかにすること。
- ②職員による、政策立案の基礎となる事業者の要望等を聞き取る事業者調査を実施すること。
- ③小規模事業者の日常的なイノベーション、地道な工夫や変革を支援する、必要な時に必要な情報や相談が受けられる、自前のスタッフ体制の確立、充実を図ること。
- ④小規模基本法に基づく「基本計画」をつくり、来年度から実施すること。
- ⑤「基本計画」つくりの円卓会議のメンバーには労働者代表や零細企業代表を加えること。広く人材を募集し、P D C A サイクルにて持続的に進める体制をつくり、意見の集約に努めること。
- ⑥小規模基本法に基づく「小規模企業振興条例」を制定すること。
- ⑦既に制定した自治体は、実効性ある施策の充実を進めること。
- ⑧既に制定した自治体は、活用事例を示すこと。

2) 「地域住宅支援」の政策目的を実現するため社会资本総合整備事業計画等を作成し、基幹産業と一体的に実施する関連社会资本整備事業及び効果促進事業として、地方創生交付金も活用し、今年度から実施すること。茨城県は「良質な住宅ストックを形成する観点から大変重要であると考えております」と回答しています。

- ①住生活環境の整備と質の向上のためにも、地元業者を励まし、地域経済の活性化に役立つ「住宅リフォーム助成制度」(県内 17 市町村実施) を創設すること。
- ②既に創設した自治体では、その施策を充実し発展させること。
- ③制度をもつ自治体は、制度の充実・改善策として、一度制度を活用した人でも年度が違えば再度活用できるようにすること。
- ④地元木材の利用、地域商品券等、地域資源・地域経済と結ぶ施策を組み入れること。
- ⑤商店街活性化の施策として「まちなか商店リニューアル助成制度(仮称)」を創設し、商店が店舗の改裝・改修、備品を購入した場合、費用の 2 分の 1 (上限 100 万円)を助成すること。
- ⑥空き店舗の継続した利活用(創業、たまり場、サロン、寺子屋、暮らし相談所等)に、改裝、家賃、固定費等の支援施策を立案実施すること。

3) 小規模事業者の、経営を守る金融対策を求める。

国は、2015 年度補正予算に基づき、信用保証協会による新たな資金繰り支援として新たな借り換え保証制度「条件変更改善型借換保証」制度を創設し 3 月 1 日から運用を始めました。この制度は、条件変更した複数ある保証付き既往借入金を一本化するとともに新たな事業資金の借り入れも対応するものです。

県内で条件変更した小零細事業所数は、7 千 200 社(茨城県保証協会)あります。この数字は、水戸市内の小零細事業所(7121 社)の全てが条件変更したものと等しいものです。

茨城県は、各制度の横断的な借換を可能にするとともに、融資期間を延長することなどにより、経営改善を図ろうとする中小企業を支援する目的で、一昨年 4 月に借換融資制度を創設しました。

- ①市町村は、金融機関に対し新しい「条件変更改善型借換保証制度」を融資相談で案内、提案することを要請すること。小零細業者数、保証協会利用業者数、そのうち条件変更している業者数を示すこと。

- ②市町村でも県借換融資制度創設に学び、制度融資の「借換制度」「借換運用」を創設すること。
- ③制度融資の利用にあたり、市税を分割納入している場合の取扱については、県当局の対応に学び、分割納入していることを確認できる書類を提出することで、納税証明書の提出に代える柔軟な対応を行うこと。
- ④市町村は、制度融資（市町村が中小企業に融資をあっせんする制度）への利子補給、保証料補助を拡充、継続すること。
- ⑤制度融資の広報活動を強め「借換制度」「借換運用」が出来ることを知らせ、利用を増やすこと。金融機関の融資相談では、相談者に制度融資を紹介することを要請すること。
- ⑥市町村は、金融機関、保証協会が組織の役割を自覚し、「経営改善計画」・「事業計画」づくり、返済計画の見直し等、にも親切に対応するよう要請すること。
- ⑦市町村は、金融機関、保証協会が組織の役割を自覚し、「経営改善計画」・「事業計画」づくり、返済計画の見直し等、にも親切に対応するよう要請すること。
- (6) 愛着ある「空き家」の有効活用、流通促進で、空き家対策の充実を求めます
- 2013年10月国の調査で茨城県の「空き家」18.5万戸と、この20年間で倍増し、率は14.6%、7戸に1戸が「居住者のいない住宅」となっている。「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月26日全面施行され、市町村の権限が法的に位置づけられました。
- 国も「地方創生」の重要な施策と位置づけ施策立案し、地方財政措置もしております、子育て世代の移住・定着促進のための、「空き家」の利活用、中古住宅の流通促進が必要不可欠であります。
- 対策の進捗状況、問題等を明らかにすること。
- ①空き家対策の効果的かつ効率的な推進のために、「空き家対策計画」づくりが国の指針として示されていますが、策定状況を示すこと。また、協議会の設置、活用状況を示すこと。
- ②「特定空き家」基準、措置の弾力的適用に努めること。「特定空き家」の認定件数と措置実績を示すこと。
- ③市町村は、総合窓口を開設し、空き家情報の一元化を図り、持ち主の相談にのり、管理・指導を積極的に進めること。
- ④市町村は、職員による調査にとりくみ、実態の把握をすること。空き家数、そのうち賃貸・売却用住宅や別荘を除く一戸建て共同住宅数、そのうち活用可能な住宅数を示すこと。
- ⑤子育て世代の移住・定着促進のための施策、若者の住宅確保（4割が親と同居）と自立のための施策をつくり、マッチング事業をすすめること。既に実施している場合は、その実績を示すこと。
- ⑥空き家を相続した際の撤去やリフォームの負担軽減策を立案すること。
- ⑦市町村に、「空き家」の登録制度をつくり、持ち主の選択（自己管理、転売、貸家等）により、ルールに基づき、対応すること。
- ⑧当局（有資格者）と不動産業者、金融機関等による相談体制を確立し、持ち主、利用希望者への情報公開、ネット閲覧等、有益な提案活動をすすめ、中古住宅の流通促進をはかること。既に実施している場合は、その実績を示すこと。
- ⑨地元業者への発注で、「リフォーム助成制度」等が活用できるようにすること。また、地元

業者への発注で、撤去・解体費用の補助制度をつくること。

⑩空き家の撤去にともなう、固定資産税の負担軽減策を立案すること。

(7) 各市町村の税務行政と茨城租税債権管理機構について

茨城県と県内市町村が資金負担をし、職員も派遣している茨城租税債権管理機構(以下機構)では、以下の強権的な取り立てが行われています。

i)呼出しに応じた滞納者に対して、本人の現在の月収とほぼ同額の納付額を、今後 1 年間納付し続ける確約書に署名捺印するまで、数人の職員で取り囮み恫喝を繰り返す。

ii)一括納付が困難な為に徵収猶予の申請をしても担保がないと認めない。

iii)本人の意向は無視して取引先に徵収調査の話をする。

iv)無予告で店舗に押しかけ、レジの現金をこれから毎日回収に来ると告げ納税を迫る。というように前近代的取立て行為をしております。

アベノミクスの影響で資本金 5 千万円以下の企業、小零細業者の大部分が 3 年連続で収支がマイナスです。各市町村でも小零細業者数の減少を把握されており、滞納者の多くがこの部分に含まれていることはご存知のとおりです。総務省の平成 27 年 1 月 23 日付事務連絡では「生活困窮に至らしめる執行はいけない」、全国税制担当課長会議でもこのことは繰り返し伝えているとのことです。各市町村と機構に住民が生きることを優先する税務行政を求めます。

①機構に対して納税優先の滞納処理業務を改め、生活を優先させる滞納処理業務とするよう市町村長から求めること。

②機構に対し、県民要求実現茨城共同運動連絡会との懇談・交渉に応じるよう市町村長から求めること。

③市町村で機構との連絡を取り合う部課名を明らかにすること。

④平成 27 年度に各市町村が機構に移管した滞納項目(国保税除く)毎に、移管基準、移管件数、移管額、回収実績を示すこと。

⑤平成 27 年度に各市町村が機構に派遣した職員数と財政負担の内容を明らかにすること。

⑥税の徵収は、住民の生きる権利が保障された上での執行とすること。

(8) 子どもの貧困連鎖をなくすための子育て支援施策の充実を

全国の子どもの相対的貧困率を厚生労働省が 3 年ごとに調査している。2013 年度の調査で 16.3% と過去最悪を記録しました。2013 年には「子どもの貧困対策推進法」が成立しました。法律は国に対して教育や保護者の就労、経済支援など総合的に進める大綱の政策を求めていました。地方自治体には地域の状況に応じた施策を義務付けています。

①地域における子どもの貧困調査を実施すること。

②子どもの貧困対策室(課)を設けること。困難な場合は、係を設置すること。

③貴自治体での「無料塾」や「こども食堂」などの開設状況を明らかにしてください。

④また、ボランティア協力者の要望がある場合、貴自治体での予算化や実施にむけた準備があるか、どうか、教えてください。

(9) 働く貧困層(ワーキングプア)の一掃に行政の力を

非正規雇用労働者が 2012 年から 2015 年にかけて 167 万人も増加し、非正規率は 37.5% に達しました。年収 200 万円未満の世帯が 20% を占めるに至っています。いま人口減少時代を

迎え多くの自治体で若者の定住促進にむけた取り組みが開始されていますが、地場賃金が余りにも安すぎることや地域の雇用の場の確保が遅々として進まない現状にあります。安心して暮らしていくために時間額 1,500 円以上は必要です。

- ①自治体として、茨城労働局長に地域最賃を時間額 1,000 円以上引き上げるよう早急に働きかけを行うこと。
- ②地域の若者の雇用を促進するための具体的施策を明らかにしてください。
- ③自治体に働く非正規職員の時間額を 1,000 円以上に引き上げること。当面、最低でも 850 円以上にすること。

5 民主的行財政運営の確立を

茨城県が 1986 年に作った水道人口計画(420 万人の想定)で、1 日の最大給水量を 202 万トンとしています。2015 年茨城県総合計画(改定)「いきいき いばらき生活大県プラン」『第 2 章 いばらきの目指す姿 第 3 項人口・経済の展望のなかで、今後の見通しとしては、つくばエクスプレス沿線などを中心に、一定の人口の定着が見込まれますが、県全体としては、人口を少子高齢化の影響により人口の自然減少が進むことから、平成 32(2020)年には、概ね 285 万人程度になるものと見込まれます。より長期的には、高齢化が一層進展し、75 歳以上人口の割合が高まっていくことから、人口の自然減少が急激に進み、平成 47(2035)年には、概ね 245 万人から 255 万人程度になるものと見込まれます。人口の構成については、平成 47 (2035) 年には、年少人口の割合は 10%から 11%程度になるとともに、生産年齢人口の割合は 56%程度にまで低下する一方、高齢者人口の割合は 33%から 34%程度にまで上昇し、そのうちの約 6 を 75 歳以上人口が占めるものと見込まれます。』と県自らが人口想定を出しています。2015 年の国勢調査速報で 291 万人。2010 年の前回調査と比べて 5 年間で 5 万 1,913 人の大幅減となっています。こうした人口減少時代に入ったにも関わらず、茨城県は 420 万人を前提とした水源開発を押し進めています。県は、茨城共同運動との交渉・懇談のなかで「維持契約を変える場合は、市町村長で構成する広域(県南広域・鹿行広域・県西広域・中央広域)市町村で「引取水量縮小の要請書」を提出することが変更の前提となる」と回答しました。莫大な事業費を要する水資源開発をこのまま進めることは、高い水道料金として県民に跳ね返ってくることは明らかです。

- (1) 県水道人口計画(420 万人の想定)を基本とした水源開発を見直すよう知事に働きかけること。
- (2) 各広域(県南広域・鹿行広域・県西広域・中央広域)を構成する市町村長は、話し合いを行うじ「引取水量縮小の要請書」を県に提出すること。(該当しない自治体は除く)

1) 自治体の業務量に見合った体制を

総務省は、全国の地方自治体で働く非正規職員が 2016 年 4 月時点で 64 万 4,752 人となり、前回の 2012 年 4 月調査から 4 万 5 千人余り増えたと 9 月 13 日に発表した。2015 年 4 月時点の正規職員数は約 274 万人。非正規職員は全体の 2 割に達し、不安定な非正規職員が自治体に広がっている。非正規職員は、経験を重ねても契約を更新されない「雇い止め」となって住民サービスが低下する懸念や、正規職員と同じ仕事をしていても賃金が安いといった問題があると報道されています。このことは茨城労連が毎年行っている「公契約アンケート」

調査結果にも如実に表れています。県内 43 市町村(取手市を除く)の職員総数(病院・消防を除く)は 32,439 人、うち正規職員は 19,408 人、非正規職員(2 時間程度の短時間雇用を含む)は 13,031 人、非正規職員の割合は 40.2% となっています。取手市を除く 43 自治体の結果に基づき分析したところ、その平均値はあくまで参考値ながら、40.2% とはじめて 4 割を超えるました。県内 43 市町村中、18 の自治体で非正規職員が 40% を超え、さらに、4 市では 50% を超える非正規率となっています。

- ①自治体職員の大幅な正規職員の増員を図るとともに、非正規職員が従事する恒常的業務については正規職員化を図ること。
- ②大規模災害時、災害後の復興・復旧に対応できるよう正規職員を計画的に増員すること。
- ③労働安全衛生法を順守し、労働安全衛生委員会を充実させること。県と同様「月平均 45 時間超える場合は、職員への面接指導ではなくて、その職員の所属長に対して指導を行うこと。
- ④県と同様に「7 月、8 月、9 月の 3 ヶ月間を時間外勤務縮減推進期間」を設けること。また、「月に 1 回、完全定時退庁日を設け、原則毎週金曜日」とすること。

2) 非常勤職員の働く労働条件の拡充

人事院は、非常勤職員が育児休業や介護休暇を取る際の要件を緩和する方向で調整しています。改正育児・介護休業法で 2017 年 1 月から、民間企業で育児休業は子どもが 1 歳 6 カ月に達するまで、介護休業は取得開始から 93 日を経過して以降の 6 カ月内に雇用契約が満了することが明らかなケースを除いて休みが取れるようになるのを参考に、公務員でも同様に措置する見通しとなっています。

- ①非常勤職員が育児休業や介護休暇を取得できるように制度化を速やかにすすめること。

6 民主的地方自治のいっそうの発展を

政府は地方部における急激な人口減少に歯止めをかけ、地域経済の衰退・縮小を克服するために「地方創生」を掲げ、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」を 6 月 20 日に閣議決定しました。「地方にしごとをつくり、安心して働くようにする(ローカル・アベノミクスの実現)」として計画をすすめています。しかし、政府がすすめる「地方分権改革」は、「稼げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進」「集落生活圏維持のための地域運営組織及び『小さな拠点』の形成」が明記されています。企業の仕事づくり・利益優先ですすめられ、地域住民の生活を守り、いかに発展させるか、国民生活の安全・安心を守り、豊かな暮らしを支える観点が欠落しています。

道州制や地方創生、地方分権改革は、国が本来果たすべき国民に対する責任を放棄するもので、生存権や教育権など、憲法が定める基本的人権を踏みにじるもので、さらに、自治体機能を形骸化し、地域間格差を拡大するものにはなりません。

東日本大震災や常総水害、熊本地震など自然災害が多発するもとで、公務・公共サービスの拡充によって住民の安全・安心を確保することが強く求められています。

- (1) 憲法にもとづき、地方自治を拡充すること。国の役割を外交、防衛等に限定し、国民のくらしと権利を守る国のナショナルミニマム保障の責任を後退させる「道州制」を導入しないよう国や関係機関に働きかけをすること。
- (2) 国の出先機関の廃止、地方移管をおこなわず、出先機関を国の責任で存続・充実させるよ

う国や関係機関に働きかけること。

7 公契約条例制定にむけた検討の着手を

「公契約条例制定」を昨年度に引き続き要求します。

公契約条例は、公契約にかかる業務に従事する者の適正な労働条件を確保し、もって労働者等の生活の安定、公共工事および公共サービスの質の向上、さらには地域経済および地域社会の活性化に寄与を目的としています。

全国で公契約条例、要綱を制定した自治体は、46 自治体あります。直近では都道府県段階でも岩手県が 2016 年 4 月 1 日から「契約に関する条例」を施行しました。近県の市町村では群馬県前橋市、埼玉県草加市、富士見市、千葉県野田市、流山市、我孫子市など広がりを見せています。県内でもこの 3 月に、常総市議会で公契約条例制定を求める陳情を可決しました。

昨年、「公共工事等に従事する労働者の適正な労働条件の確保は喫緊の課題であることから、『公契約条例』の制定については、国の法制定や県や他市の条例化の動向を踏まえながら、先進自治体を参考に調査・研究を行って参ります。」と回答を寄せていだいた自治体がありました。

- (1) 地方自治体が有する条例制定権をいかして、公契約条例制定に着手すること。
- (2) 公契約の事業に従事する労働者の賃金・労働条件について、契約時の積算単価に基づいて公正・適正な賃金が確保されるよう、契約業者等に対して文書で指導すること。
- (3) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成 26 年度に改正され、下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善が法的にも求められています。
①下請け発注については、下請届や施工体制台帳の確認等の手段を取ること。

8 農業経営の危機にふさわしい思い切った支援を

1995 年の WTO 発足後、茨城県では、農業産出額は 8.7% 減少、生産農業所得は 42.8% 減少、販売農家数は 50.7% 減少、作付延べ面積は 17.8% 減少しています。茨城県の農業就業者の平均年齢は 1995 年の 53.2 歳から 2014 年の 66.2 歳に達し、70 歳以上が 45.9%、75 歳以上が 30.7%、80 歳以上が 16.0%、85 歳以上が 5.5% です。

農業生産の本体は生物の成長です。当然に自然の制約を受けるものであり、工業生産のように技術革新によって簡単に何十倍何百倍という生産性の向上をはかれるものではありません。命の糧を生産すると同時に地域経済の土台となり、環境や文化などの多面的機能を担っています。自然条件の大きく違う海外の農畜産物との競争に負けてしまえば縮小しても仕方ないというものではありません。それゆえ農業政策の根本は、①価格保障と所得補償、②国境措置の二つの柱によってしっかりと保護することが欠かせません。

ところが国の農政はこれらを放棄し、いずれも先進国で最悪の状態です。WTO 協定によって農畜産物の関税率は米国に次ぐ低さとなり、農業収入に対する直接支払の割合は先進国で最低です。その当然の結果として、食料自給率は先進国最低になり、耕作放棄地は増え、若い就農者が少なく超高齢化になり、今日の危機をもたらしたのです。

さらに、安倍政権が市場原理にまかせて米価対策を放棄したことによって米価の大暴落が

もたらされ、さらに TPP で農業に壊滅的な打撃を与えようとしています。

安倍首相は、TPP は農家にとってもチャンスだと強弁しています。輸出を増やせばいいというのです。安倍政権が示す食品輸出の目標は 2020 年で 1 兆円（現状は 7,000 億円）ですが、その多くは輸入農産物の加工品で、国産の農畜産物はせいぜい 1,000 億円です。農畜産物の総産出額 8 兆 3,639 億円のわずか 1%程度にすぎません。

- (1) 重要五品目のすべてで「無傷なものはない」と大臣が認めたように、TPP は国会決議違反です。県の農業改革大綱でも随所で TPP による打撃を指摘しています。アメリカでも現状の TPP は批准不可能といわれています。日米いずれかが批准しなければ TPP は発効しません。TPP 批准をしないこと、少なくともアメリカで批准されるまでは TPP 批准は見送るよう国に求めること。
- (2) 欧米なみの価格保障・所得補償を行うこと、少なくとも米の直接支払交付金を 15,000 円／10a に戻すように国に求める。
- (3) 国による農業つぶし政策によって茨城県の農業は崖っぷちに立たされています。国が必要な手立てをとらないなら、地方自治体がその不足を補わない限り地域の農業を守ることはできません。飼料用米への補助の上乗せも一定の効果がありますが、地域農業全体を底上げするものではありません。これまでの枠組みを超えて、思い切って独自予算を組み、価格支援・所得支援を大幅に拡充すること。
- (4) 学校給食で地元産農畜産物を安定して使用するうえで、地元の生産団体等との協議の場が大切です。現状の課題を明らかにすること。
- (5) 学校給食で使用している地元産農畜産物の品目・数量・割合とともに、今後の品目・数量・割合等の目標を示すこと。
- (6) 学校給食以外の公的機関での地元農畜産物活用について現状と計画を明らかにすること。
- (7) 農地に対する課税軽減を
 - ①多額の固定資産税、相続税が農地つぶしに拍車をかけています。市街化区域内農地で生産緑地をもうけている自治体での追加指定と、未設定地域での新設を求めます。
 - ②農業施設用地の固定資産税は農地並みが基本であると政府も認めています。したがって、地域の実態を調査し、宅地並み課税になっている施設用地・畜舎などの是正を行うこと。その際、税額を上げている施設用地の造成費を実態に合わせて減額すること。

9 ゆきとどいた教育で一人ひとりの児童生徒が尊ばれ、楽しい学校生活を

- (1) 教育委員会制度「改正」を理由に、首長の権限を強化し、父母や地域住民、教職員の教育要求を、おろそかにすることがないように努めること。教育行政を進めるにあたっては、父母や地域住民、教職員との丁寧な懇談に努めるとともに、教育条件の整備に精力的に取り組むこと。
- (2) 茨城方式の 35 人学級を中学校 2 年、3 年生まで拡大するよう県に要請すること。また、国に対して小中学校全学年に 30 人学級を拡大するよう要請すること。
- (3) 全国学力テストの市町村別・学校別の平均正答率や順位をつけたデータの公開はしないという県教育委員会の判断を踏まえ、貴教育委員会でも学校別の平均正答率や順位を付けたデータの公開をしないこと。

- (4) 生活困窮者自立支援法による貧困などの理由で学ぶことが出来ない生徒達を対象とした学習支援制度について進捗状況を明らかにするとともに、実効性のあるものにすること。
- (5) 就学期前に就学援助の入学金準備金の3月支給を検討すること。また、生活保護費の適用基準との比較を拡大すること。
- (6) 文部科学省が各都道府県に1校以上設置できるよう自治体への財政支援を拡充させることを決めたことを踏まえ、貴市町村でも県との連携を深め、公立夜間中学校創設の検討を始めること。
- (7) 小中学校の教職員の超過勤務・長時間労働を縮減するため、具体的な改善策に踏み出すこと。
- (8) 小中一貫校の実施計画や実態はどうなっていますか。問題などお聞かせ下さい。
- (9) 幼稚園の統廃合や廃止計画は中止すること。
- (10) 平和教育のいっそうの充実
 - 1) 茨城県をはじめとして今年3月までに県内44市町村すべてで「非核平和宣言」が行われました。また、14市町村で中学生を被爆地へ派遣する事業が取り組まれています。その数も年々増えていることから平和教育の充実を求めます。
 - ①中学生の広島・長崎派遣を検討すること。
 - ②8月の終戦記念日前後に庁舎フロアや公民館等で原爆パネル展示の実施を検討すること。
 - 2) 自衛官募集対象者情報の提出や閲覧の禁止を
現在(2016年2月)、県内20自治体が名簿提出し、22自治体で閲覧させています。
 - ①自衛隊からの要請に、自治体は「自衛隊員適格者名簿」を作成し提出しないこと。
 - ②また、自治体から名簿の提出がなくても「自衛隊法97条、施行令120条を根拠」として、住民基本台帳を閲覧して「個人名を転記」を使用しています。施行令120条で「市町村に提供を求めることができるという資料」は、統計資料であり、個人情報ではありません。住民台帳法には明文規定がありません。個人情報保護法では住民基本台帳の外部提供を「原則禁止」にしています。事実を確認して自衛隊の閲覧をやめさせること。
 - ③市町村や商工会などが主催するイベントに開催目的にふさわしくない自衛隊装備品の展示などをしないこと。

10 社会教育施設管理運営の安易な民間委託をやめ、施設と職員体制のいっそうの充実を

総務省は2014年4月22日に「公共施設等総合計画の策定にあたっての指針」をまとめ、地方自治体に「計画」策定を促し、さらに、総務省は公共施設「更新費用試算ソフト」をホームページに公表しその活用を促しています。そのねらいは、「民間代替可能性」の追求要請であり、「PPP／PFIの積極的な活用」の提示であり、「一元的マネジメント」による「選択と集中」「優先劣後」の論理による「公共施設再編」促進です。こうしたなかで、専門的知識のない職員等による「安易な『社会教育』認識」に基づいて、図書館や公民館の民間委託が住民の知らないところで計画され、実施されている現状にあります。その結果、図書館の指定管理者制度を実施したところでは市民の「学ぶ権利」が脅かされる事態を招いている市も現れています。

憲法が明記する多様な基本的人権の具体的保障は地方自治体においてこそ実現されなければならないことは言うまでもありません。国民の生涯に亘る「学習権」が基本的人権の一つ

であることを踏まえ、社会教育施設の整備は教育基本法、社会教育法に「国、地方公共団体の任務」として明記されています。

- (1) 市民の要求や願いに即して、市民の意見を十分取り入れた施設運営を目指し、安易な統廃合や民間委託をやめ、専門的教育職員の体制を充実させること。

各地域連絡会の独自要求

参 考

2016年 月 日

懇談日程調整書

○○地域共同運動連絡会
代 表 ○○ ○○

○○○市：担当者名

○○地域共同運動連絡会からの懇談の申し入れに対する日程調整結果について(回答)

2016年 月 日付で申し入れがあった懇談について、下記のとおり調整したので回答します。

記

1 ○○地域共同運動連絡会から希望のあった懇談日時

希望日： 月 日(木) 午後 時 分から○時間程度

2 日程の調整結果

上記日程で (了承します。・ 次のとおり変更願います。)

※該当する方に○をつけて下さい。

※変更日時： 月 日() 時 分から 時間程度なら可能

3 懇談の会場

4 連絡担当者及び連絡方法

担当課名：

担当者：

連絡方法：電話

FAX

メール

返信メール：○○地域共同運動連絡会
代表 ○○ ○○E メールアドレス
携帯電話 : ○○○○-○○○○-○○○